



5) 講義資料


令和3年度 母子保健指導者養成研修事業
妊産婦のメンタルヘルスケアと「産後ケア事業」に関する研修



母子保健行政の動向




子ども家庭局母子保健課




本日の内容

- 母子保健行政のあゆみと施策
- 母子保健事業におけるメンタルヘルスケアの推進
- 産後ケア事業の全国展開



母子保健行政のあゆみと施策

- 母子保健行政のあゆみと施策
- 母子保健事業におけるメンタルヘルスケアの推進
- 産後ケア事業の全国展開



我が国の母子保健行政のあゆみ

(背景) 高い乳児死亡率・妊産婦死亡率、妊婦の流産、早産、死産

1937年 保健所法の制定
1947年 厚生省に児童局設置、母子衛生課の新設、児童福祉法の制定
1948年 児童福祉法の施行、母子保健対策要綱の策定、予防接種法の制定・施行
1965年 **母子保健法制定** (児童福祉法から独立)・施行(1966年)

(背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率の改善
○少子化・核家族化の進行・女性の社会進出による子どもを生き育てる環境の変化

1994年 **母子保健法の改正(基本的な母子保健サービスは市町村へ※平成9年4月施行)**
2000年 「健やか親子21」(2001～2010年)の策定→期間が2104年までとなる
2004年 不妊治療への助成事業の創設
「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」の策定
2012年 子ども・子育て支援法の制定

(背景) ○晩婚化・晩産化、育児の孤立化などによる妊産婦・乳幼児を取り巻く環境の変化

2015年 「健やか親子21(第2次)」(2015～2024年度)の策定
子ども・子育て支援法の施行

(背景) ○児童虐待など子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化する中、新たな子ども家庭福祉を構築することが喫緊の課題に

2016年 児童福祉法等の一部改正(平成29年4月1日施行)
※児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化
※**母子健康包括支援センターの全国展開**

2018年 **成育基本法(略称)の成立(令和元年12月1日施行)**
2019年 **母子保健法の一部改正(産後ケア事業の法制化。令和3年4月1日施行)**

母子保健法の概要

1. 目的
母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

2. 定義
妊産婦…妊娠中又は出産後1年以内の女子
乳児…1歳に満たない者
幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
新生児…出生後28日を経過しない乳児

3. 主な規定

- 1. 保健指導(第10条)**
市町村は、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨しなければならない。
- 2. 健康診査(第12条、第13条)**
市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を行わなければならない。
上記のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。
- 3. 妊娠の届出(第15条)**
妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。
- 4. 母子健康手帳(第16条)**
市町村は、妊娠の届出した者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。
- 5. 妊産婦の訪問指導等(第17条)**
市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、職員を訪問させて必要な保健指導を行い、診療を受けること、を勧奨するものとする。
- 6. 産後ケア事業(第17条の2)**
市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、後援に伴う相談又は育児に関する指導、相談その他の援助(産後ケア)を必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない。
※令和3年4月1日施行予定
- 7. 低体重児の届出(第18条)**
体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければならない。
- 8. 養育医療(第20条)**
市町村は、未熟児に対し、養育医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。
- 9. 母子健康包括支援センター(第22条)**
市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を設置するよう努めなければならない。

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)
※ 平成30(2018)年12月14日公布

法律の目的
次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んじられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神のつとめ、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

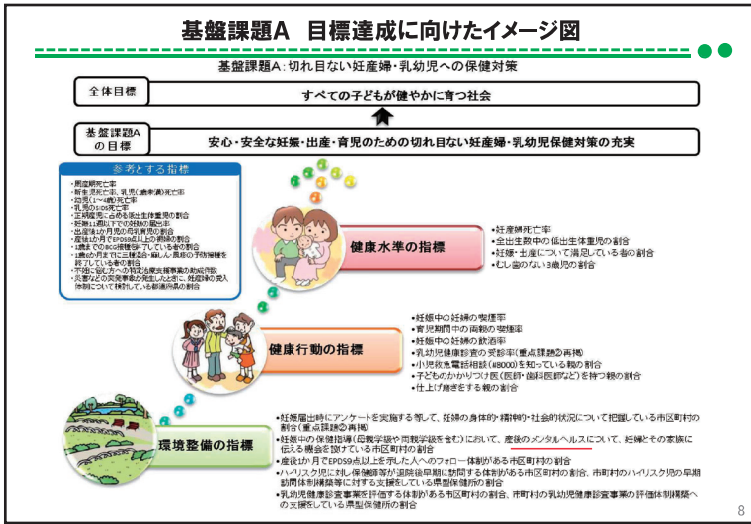
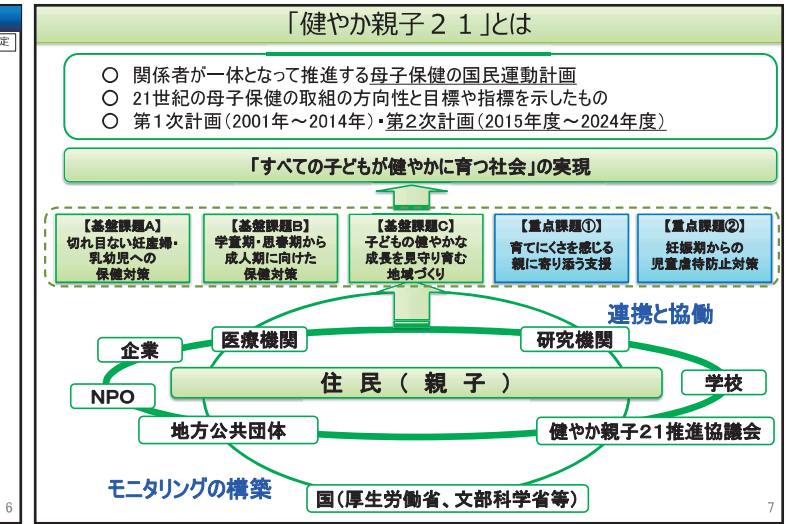
主な内容

- 基本理念
 - ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の確保
 - ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
 - ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
 - ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済状況にかかわらず安心して子どもを生き、育てることができる環境の整備
- 成育医療等基本方針の策定と評価
 - ※関係法令に基づき実施し、公表する。
 - ※少なくとも6年ごとに見直し
- 基本的施策
 - ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
 - ・成育過程にある者等に対する保健
 - ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康増進に関する教育及び普及啓発
 - ・妊婦の就業に関与する体制の整備等
 - 例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録
 - 成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
 - ・調査研究
- 成育医療等協議会の設置
 - ※厚生労働省に設置
 - ※委員は厚生労働大臣が任命
 - ※組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。
- 都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務(努力義務)

施行日
公布から一年以内の政令で定める日(令和元年12月1日)

| 成人医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要 | |
|------------------------------------|---|
| 令和3年2月9日閣議決定 | |
| 基本的方向 | 成人医療等のある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、成人医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などにより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適切に対応し、子どもの権利を尊重した成人医療等が提供されるよう、成人医療等のある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。 |
| 成人医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項 | <p>(1) 成人医療等のある者及び妊産婦に対する医療</p> <p>① 周産期医療等の体制 ▶ 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保等の小児医療等の体制 ▶ 子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実等 ② その他の医療等領域における成人医療等に対する専門的医療等 ▶ 産後ケア事業基本法等に基づき、産後ケア事業の推進等</p> <p>(2) 成人医療等のある者等に対する保健</p> <p>① 総論 ▶ 妊産婦から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進等 ② 妊産婦等への保健施策 ▶ 産後ケア事業の全国展開等を通じた、成人医療等のある者とその保護者等の意識形成の促進等 ③ 乳幼児期における保健施策 ▶ 乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備等 ④ 学童期及び思春期における保健施策 ▶ 生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進等 ⑤ 生活にわたる保健施策 ▶ 医務的ケア対応等について各関係分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築等 ⑥ 子育てしやすい家庭への支援 ▶ 地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進等</p> <p>(3) 教育及び普及啓発</p> <p>① 学校教育及び生涯学習 ▶ 妊産・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進等 ② 普及啓発 ▶ 「健やか親子21（第2次）」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進等</p> <p>(4) 記録の収集等に関する体制等</p> <p>① 予防接種、乳幼児健康診査、学童における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベース等の必要な施策 ▶ PHR等の記録収集等がある場合に必要となる記録の収集、管理・活用に関する体制、データベース等の必要な施策 ▶ CDR等</p> <p>(5) 調査研究 ▶ 調査研究の状況や制度の整備状況等の収集し、その結果を公表・情報提供する等による、政策の検証及び評価等 (6) 災害時における支援体制の整備 ▶ 災害時における支援体制の整備に必要となる物資の備蓄及び配付の推進等 (7) 成人医療等の提供に関する推進体制等 ▶ 各種施策の実施に関する各関係機関の連携を図りつつ、各関係機関の向上等</p> |
| その他の成人医療等の提供に関する施策の推進に関する事項 | ▶ 国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組の適切な実施等 |

切れ目なく提供するための必要な成人医療等を総合的に推進

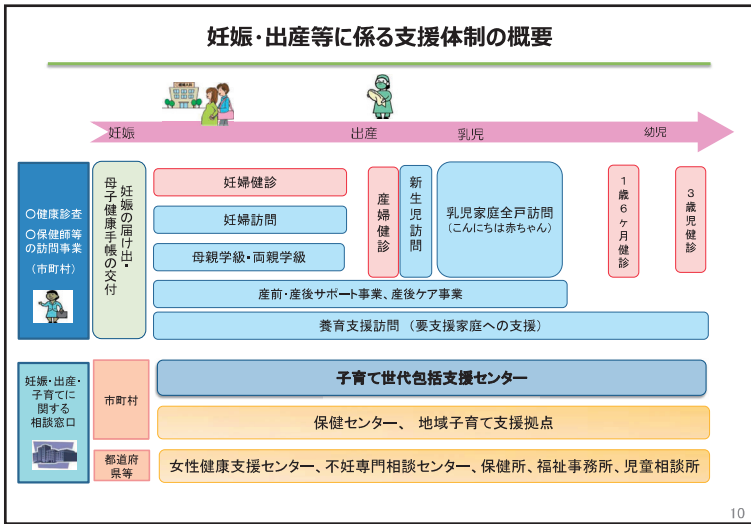


妊産婦のメンタルヘルスケア

本リーフレットは、健やか親子21(第2次)の取組の1つとして作成しております。11月以降、下記ホームページに掲載される予定です。

健やか親子21(第2次)ホームページ
<http://sukoyaka21.jp/>

健やか親子21



- 1 母子保健行政のあゆみと施策
 - 2 母子保健事業におけるメンタルヘルスケアの推進
 - 3 産後ケア事業の全国展開
-

子育て世代包括支援センターの全国展開

○ 妊婦期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの

○ 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよ、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機能

○ 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）※H29.4.1施行
 > 実施市町村数：1,288市町村、2,052か所（R2.4.1現在）

妊婦期から子育て期にわたる切れ目のない支援

① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
 ② 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
 ③ 支援プランの策定
 ④ 保健医等又は福祉の関係機関との連絡調整

困難事例への対応等の支援（R3～）

① 妊産婦からの問い合わせに即時対応可能とするため、SNS等を活用した即時の相談支援及び多職種でのアウトリーチによる支援
 ② 市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会や精神科医療機関との連携の強化
 ③ 福祉医師との連携によるケース対応の実施

支援サービス一覧表（妊婦前、妊婦期、出産、産後、育児）

近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

子育て世代包括支援センターに関する情報

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/index.html

厚生労働省

子育て 母子保健及び子どもの慢性的な疾病についての対策

トピックス

- 妊産婦の方向け情報
- お子さんをお持ちの方向け情報（子どもの健康に関する情報）
- 行政・保健医療従事者向け情報
- 不妊症・不育症に関する情報
- 子育て世代包括支援センターについて
- 産前・産後サポート事業、産後ケア事業について
- 子どもの慢性的な疾病（小児慢性特定疾病）についての対策に関する情報
- 女性の健康に関する情報
- 産前基本法について
- 健やか親子21について
- 産前産後一貫

政策について

- 分野別の政策一覧
- 健康と医療
- 子ども・子育て
- 子ども・子育て支援
- 職場における子育て支援
- 福祉と介護

産前・産後サポート事業

事業目的等

○ 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

実施主体

○ 市区町村（本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる）

対象者

○ 身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

事業の概要

○ 事業の内容

- 利用者の悩み相談対応やサポート
- 産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- 妊産婦等をサポートする者の募集
- 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- 多胎妊産婦への支援**（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポート等による支援（拡充）
- 妊産婦等への育児用品等による支援
- 出産や子育てに悩む父親支援（新規）**

○ 実施方法・実施場所等

- 「アウトリーチ（ハート型）」…実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
- 「デイサービス（参加型）」……公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

○ 実施担当者

- 助産師、保健師又は看護士
- 子育て経験者、シニア世代の者等

○ 補助率等

（補助率：1/2）
 （平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和2年度は579市町村において実施）

多胎妊産婦への支援の強化について

○ 多胎妊産婦への支援について、ピアサポート事業や、育児サポーター等派遣事業に加えて、多胎児を妊娠した場合に、単胎に対して追加で生じる妊婦健康診査の費用の補助や、育児サポーターを更に活用しやすくすることにより、誰もが子育てをしやすい環境を整える。

■実施主体：市区町村 ■補助率：国1/2、市区町村1/2

■事業内容

① **多胎妊産婦サポート等事業（拡充）**：補助単価：月額424,500円（10万人以上30万人未満の自治体）など
 多胎妊産婦等は、育児等に対する孤立感や負担感が大きいため、様々な支援が必要とされる中、新型コロナウイルス感染症の影響により、心身ともに負担が増加することが考えられることから、市町村の規模に応じた拡充を行い、多胎家庭の負担軽減を図る。

② **多胎妊婦の妊婦健康診査支援事業（新規）**：補助単価：1回5,000円（5回を限度）
 多胎児を妊娠した方に対して、単胎よりも多く生じる妊婦健康診査の費用を補助する。

既存事業

<多胎ピアサポート事業>
 ○ 多胎児の育児経験者家族との交流会等や、多胎育児経験者による相談支援事業を実施。

<多胎妊産婦サポート等事業>
 ○ 多胎妊婦や多胎家庭のもとへ育児サポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。

新規・拡充事業

<多胎妊産婦サポート等事業の拡充>
 ○ 市区町村の規模に応じて、サポーターの派遣に要する事業の拡充を行うことで、多胎家庭の負担軽減を図る。

<多胎妊婦の妊婦健康診査支援事業の創設>
 ○ 多胎児を妊娠した方に対して、単胎よりも多く生じる妊婦健康診査の費用を補助する。

出産や子育てに悩む父親に対する支援について【新規】

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による急激な環境の変化のため、家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの対応を行う際に係る費用の補助を創設する。

※ 母子保健衛生費補助金の産前・産後サポート事業のメニューの一つとして実施。

■実施主体：市区町村 ■補助率：国1/2、市区町村1/2

■事業内容

① **ピアサポート支援等事業**：補助単価：月額55,400円
 子育て経験のある父親や、現在子育て中の父親による交流会等の実施や、子育て経験のある父親による相談支援を実施することで、子育てに関する悩みや共有や情報交換を行い、さらに子どもや父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場として、継続的な支援を実施する。

② **父親相談支援事業**：補助単価：月額154,800円
 妻の妊娠・出産や子どもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態に対応するため、相談支援や、そのために必要な知識を取得するための研修を実施する。

<ピアサポート支援等事業>
 ○ 子育て経験のある父親や、現在子育て中の父親による交流会等や、子育て経験のある父親による相談支援を実施する。

<父親相談支援事業>
 ○ 妻の妊娠・出産や子どもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態に対応するため、相談支援を実施する。

産婦健康診査事業について

要旨

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

事業内容

○ 地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。
 （実施主体：市町村、補助率：1/2、R3基準額：1回当たり5,000円）（令和2年度は867市町村において実施）
 ※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。

- 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- 産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

支援が必要な産婦の把握

2回分を助成

妊婦健診（14回）※地方交付税措置

産婦健診

乳幼児健診（3～4か月児健診など）※市町村が必要に応じ実施（地方交付税措置）

産後ケア事業
 ※産婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等の実施

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 ～新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業～

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。
- とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられることなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。
- このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。

【事業内容】

①ウイルスに感染した妊産婦への支援
【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】
新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、退院後、助産師、保健師等が、電話や訪問などで寄り添った支援を実施

②不安を抱える妊産婦への分娩前の検査
【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】
不安を抱え、基礎疾患を有する妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を補助

③オンラインによる保健指導等
【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】
オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員の費用を補助

④育児等支援サービスの提供
【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】
里帰り出産が困難な妊産婦に、育児等支援サービスを提供する

【事業内容】

①ウイルスに感染した妊産婦への支援

②不安を抱える妊産婦への分娩前の検査

③オンラインによる保健指導等

④育児等支援サービスの提供

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 ～幼児健康診査個別実施支援事業～

事業内容

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

- 実施主体：市区町村
- 補助率：国1/2、市区町村1/2
- 補助単価：医科5,930円/1人、歯科3,510円/1人

1歳6か月児健診

- 健診内容
- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 骨柱及び胸部の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

3歳児健診

- 健診内容
- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 骨柱及び胸部の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽喉の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

※予算事業としては、左記法定健診のみを対象とする。

女性健康支援センター事業

- 事業の目的
思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の維持増進を図ることを目的とする。
- 対象者
思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者（不妊相談、予約せぬ妊婦、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む）
- 事業内容
 - (1) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
 - (2) 相談指導を行う相談員の研修等
 - (3) 相談体制の向上に関する検討会の開催
 - (4) 妊婦に悩む者に対する専任相談員
 - (5) (予約)妊婦に悩む者が、女性健康支援センターの所在地を容易に把握することができるように、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等に配布するなど積極的に実施
 - (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援
 - (7) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
 - (8) 出生前遺伝学的検査(NIPT)を受けた妊婦等への相談支援体制の整備(R3新規)
- 実施担当者 ... 医師、保健師又は助産師等
- 実施場所(実施主体：都道府県・指定都市・中核市)
全国84カ所(令和2年8月1日時点) ※自治体単独14カ所
- 補助率等 ... 補助率：1/2 R3基準額：158,700円(月額) 若年妊婦等に対する取組の強化に係る加算：172,100円(月額)
- 相談実績
令和元年度：70,309件(内訳：電話44,870件、面談14,983件、メール9,094件、その他462件)
- 相談内容
-女性の心身に関する相談(24,244件) -妊娠・産後に関する相談(22,094件) -メンタルケア(18,082件)
-不妊に関する相談(9,562件) -思春期の相談(6,786件) -性感染症等(674件) -婦人科疾患-更年期障害(4,414件)

特定妊婦等に対する産科受診等支援 ～女性健康支援センター事業～

事業目的

- 妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期せぬ妊娠、経済的困難、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や0歳までの虚死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要である。
- このため、予期せぬ妊娠等の相談対応を行う女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を把握し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

事業内容

- 実施主体 ... 女性健康支援センター事業を実施する都道府県、指定都市、中核市(医療法人その他の機関又は団体に委託することが可能)
- 対象者
特定妊婦と疑われる者(特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(児童福祉法第6条の3第5項))
- 事業内容
女性健康支援センターにおいて、予期せぬ妊娠等により妊婦に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を把握し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な特定妊婦と疑われる場合には、産科等医療機関への同行支援や初回産科受診料に対する助成等を行う。※特定妊婦と疑われる者のうち、支援が必要と認められると自治体が判断する者
- 実施担当者 ... 保健師、看護師又は助産師等
- 予算額等 ... 令和3年度予算 1.9億円(女性健康支援センター事業)の内訳(補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2 ※令和2年度は16自治体において実施)

出生前遺伝学的検査 (NIPT) を受けた妊婦等への相談支援体制の整備

女性健康支援センター事業の加算として実施

- 妊婦の血液から、胎児の染色体疾患の有無を調べるNIPTについて、日本産科婦人科学会が小規模な診療所においても実施を認める方針を出すなど、急速な拡大が見込まれる。
- これらの流れを踏まえ、NIPTを受けた妊婦やその家族を支援するため、女性健康支援センターに専門の相談員を配置し相談を受け付けることにより、不安等の解消を図る。

- 実施主体：都道府県、政令市、中核市(女性健康支援センター実施自治体に限る)
- 補助率：国1/2
- 事業内容

①相談支援の実施：補助単価：151,700円(月額)

女性健康支援センターにおいて、NIPTにより、胎児がダウン症等を有する可能性が指摘された妊婦や家族に対する疑問や不安への相談支援や関係機関との連携・紹介を行うために必要となる経費の補助を実施。

②相談支援員への研修等の実施：補助単価：28,700円(月額)

上記①の相談支援等を行う専門職に対する研修や、関係機関との連絡調整の実施

<相談支援の実施>

NIPTにより、胎児が障害等を有する可能性が指摘された妊婦や家族に対し、疑問や不安への相談支援を行うことや、子の出生後における生活のイメージを持っていただくことなどを目的として、障害福祉関係の機関等の紹介等を行う。

<相談支援員への研修等>

NIPTに関する知識の習得や、関係機関との連携を行うために必要となる事務等に対する補助を行うことで、円滑な相談支援の実施を図る。

若年妊婦等支援事業 ～不安を抱えた若年妊婦等への支援～

○ 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行う。

○ 若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部及び全てを委託するなどにより、様々な地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

◆実施主体：都道府県・指定都市・中核市 ◆補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

地域における継続的な支援

○ 福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等と連携し、地域における継続的な支援へつなげる。

○ 保健師等による、より専門的な相談(電話相談・窓口相談等) ※アウトリーチやSNS等を活用した相談支援など、機動力を活かした相談支援についてNPOに委託して実施。

母子生活支援施設等

○ 長期的にケアが必要な若年妊婦等に対して、出産・子育てが安定して行える環境が整うまでの居場所の確保を支援する。

子育て世代包括支援センター

○ 地域のNPOと連携し、悩みを抱える若年妊婦等を、継続的かつ専門的な支援へと繋げる。

アウトリーチ&キャッチ

○ 地域の実情に合わせた支援

- ① オンラインによる相談
- ② 相談しづらい体制の整備
- ③ ニーズに応じた相談支援
- ④ 特定妊婦等に対する産科受診等支援
- ⑤ 次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保
- ⑥ 継続的な相談支援

流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援

- ◆内閣官房副長官を座長とした関係省庁による「不育症対策に関するプロジェクトチーム」の検討報告（令和2年11月）
- ◆令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「流産や死産を経験した女性に対する心理社会的支援に関する調査研究」の報告書（令和3年3月）



流産や死産を経験した女性等に対する心理社会的支援の必要性について言及

地域のニーズ等を踏まえた適切な支援の実施

- 各種母子保健施策の実施の際、きめ細かな支援を行えるよう体制を整備
- 不育症患者へのグリーフケアを含めたカウンセリング等やピアサポートなど相談体制の整備及び拡充

24

流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援

令和3年5月31日付子母発0531第3号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知
「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」より抜粋

母子保健法による位置づけについて

- 法第6条第1項に規定する「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいい、この「出産」には、流産及び死産の場合も含まれる。

母子保健施策のための死産情報の共有について

- 「母子保健施策のための死産情報の共有について（依頼）」（令和2年11月20日付子母発1120第1号政統入発1120第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長及び厚生労働省統計管理官（人口動態・保健社会統計室長併任）通知）において、保健統計主管課に対し、母子保健担当課の求めに応じた死産届に関する必要な情報共有を依頼している。

流産や死産による死胎の取扱いについて

- 妊娠4か月以上の死胎の火葬、埋葬等については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）により、死体と同様に取り扱われます。妊娠4か月未満の死胎については、同法の対象ではないが、社会通念上、丁寧に扱うことが求められる。
- 流産や死産をした女性等の心情にも配慮し、流産や死産による死胎が適切に取り扱われるよう、関係者への周知、理解促進等適切に対応していただきたい。

25

流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援に関連する事業

市区町村で活用可能な事業

- 子育て世代包括支援センター事業
- 産後ケア事業（主に居宅訪問（アウトリーチ）型）
- 産婦健康診査事業 等

都道府県・政令市・中核市で活用可能な事業

- 女性健康支援センター事業
- 不妊専門相談センター事業
- 不妊症・不育症支援ネットワーク事業 等

厚生労働省が実施（または委託）する事業

- 不妊症・不育症ピアサポーター等の養成研修
- 不妊症・不育症に関する広報、啓発促進事業
- 母子保健指導者養成研修 等

26

- 1 母子保健行政のありみと施策
- 2 母子保健事業におけるメンタルヘルスケアの推進
- 3 産後ケア事業の全国展開



27

産後ケア事業の全国展開

事業目的

○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）。

※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度度までの全国展開を目指すとしている。

実施主体等

○市区町村（本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能）

事業の概要

- 事業内容
 - 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かな支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）
- 実施方法・実施場所等
 - (1)「宿泊（ショートステイ）型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。
 - (2)「通所（デイサービス）型」・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。
 - (3)「居宅訪問（アウトリーチ）型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。
- 実施担当者
 - 事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。
 - （宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件）
- 補助率等
 - （補助率：1/2）（R3基準額：人口10～20万人未満の市の場合 月額2,023,300円）
 - （利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収）
 - （平成26年度から、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和2年度は1,168市町村において実施）

※産後ケア事業を行う施設の整備については、次世代育成支援対策実施費交付金において補助

28

産後ケア事業のイメージ

○事業内容

助産師、保健師又は看護師等が、出産後1年以内の女子・乳児への保健指導、授乳指導、療養に伴う世話、心理的ケアやカウンセリング、育児に関する指導や育児サポート等を実施。

○実施方法・実施場所等

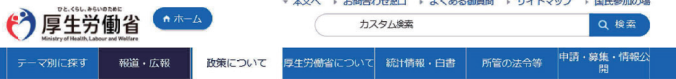
- ①宿泊型（ショートステイ型）
 - 産後ケアセンター（医療機関や助産所の空きベッドまたは厚生労働省令で定める施設）に、数日間入所し、心身のケア等を実施
- ②通所型（デイサービス型）
 - 産後ケアセンター等において、日中所した利用者を実施
 - （個別ケア）
 - ・育児相談
 - ・カウンセリング 等
 - （集団ケア）
 - ・母親同士の交流
 - ・育児サポート教室 等
- ③居宅訪問型（アウトリーチ型）
 - 利用者の自宅において、助産師等が訪問し実施
 - 助産師等が訪問
 - ・乳房マッサージ
 - ・授乳指導 等

※①～③のうち一部の実施も可能

29

産後ケア事業に関する情報

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/index.html



母子保健及び子どもの慢性的な疾病 についての対策

- トピックス
- 妊産婦の方向けの情報
- お子さんをお持ちの方向けの情報 (子どもの健康に関する情報)
- 行政・保健医療従事者向けの情報
- 不妊症・不育症に関する情報
- 子育て世代包括支援センターについて
- 産前・産後サポート事業、産後ケア事業について**
- 子どもの慢性的な疾病 (小児慢性特定疾病) についての対策に関する情報
- 女性の健康に関する情報
- 成育基本法について
- 健やか親子21について
- 成果物一覧

- 政策について
- 分野別の政策一覧
- 健康と医療
- 子ども・子育て
- 子ども・子育て支援
- 職場における子育て支援
- 福祉と介護

30

産後ケア事業に関する情報

産前・産後サポート事業、産後ケア事業について

【令和元年母子保健法改正関係】

- 【法律】母子保健法の一部を改正する法律
- 【政令】母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
- 【省令】母子保健法施行規則の一部を改正する省令

- 【局長通知】「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について
- 【局長通知】病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターとの併設について
- 【事務連絡】母子保健法に基づく産後ケア事業を行う施設の取扱いについて
- 【参考】母子保健法の一部を改正する法律 (産後ケア事業の法定化) に関するQ&A (令和3年4月1日更新)

【ガイドライン】

- 【ガイドライン】「産前・産後サポート事業ガイドライン」及び「産後ケア事業ガイドライン」(令和2年8月)【PDF形式: 554KB】
- 【参考】「産前・産後サポート事業ガイドライン」及び「産後ケア事業ガイドライン」(平成29年8月)【PDF形式: 409KB】

【税制改正関係】

- 【課長通知】「産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及び消費税の取扱いについて」

【事例集】

- 令和3年度産後ケア事業事例集【PDF形式: 710KB】
- 【参考】平成28年度産前・産後サポート事業事例集【PDF形式: 2,229KB】
- 【参考】平成28年度産後ケア事業事例集【PDF形式: 2,398KB】
- 【参考】平成26年度妊娠・出産包括支援モデル事業の取組事例集【PDF形式: 2,942KB】

31

「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン」 改訂のポイント (令和2年8月改定)

- ◆ 対象者は、1年を超えない母子とする
- ◆ 同居家族が存在しても支援を十分行うことができないことも想定されるため、同居家族の有無にかかわらず利用勧奨する
- ◆ 里帰り出産をはじめ、住民票の無い自治体において支援を受ける必要性が高い場合、自治体間で協議し連携する
- ◆ 妊娠・出産を経ない養親や里親や、父親も支援の対象とする
- ◆ 早産児や低出生体重児の場合は、修正月齢を参考にした利用も検討する
- ◆ 日常生活や外出に困難を伴う多胎児家庭の場合は、利用説明や申請の際にはその状況に配慮して柔軟に対応をする

32

産後ケア事業に関する情報

産前・産後サポート事業、産後ケア事業について

【令和元年母子保健法改正関係】

- 【法律】母子保健法の一部を改正する法律
- 【政令】母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
- 【省令】母子保健法施行規則の一部を改正する省令

- 【局長通知】「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について
- 【局長通知】病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターとの併設について
- 【事務連絡】母子保健法に基づく産後ケア事業を行う施設の取扱いについて
- 【参考】母子保健法の一部を改正する法律 (産後ケア事業の法定化) に関するQ&A (令和3年4月1日更新)

【ガイドライン】

- 【ガイドライン】「産前・産後サポート事業ガイドライン」及び「産後ケア事業ガイドライン」(令和2年8月)【PDF形式: 554KB】
- 【参考】「産前・産後サポート事業ガイドライン」及び「産後ケア事業ガイドライン」(平成29年8月)【PDF形式: 409KB】

【税制改正関係】

- 【課長通知】「産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及び消費税の取扱いについて」

【事例集】

- 令和3年度産後ケア事業事例集【PDF形式: 710KB】
- 【参考】平成28年度産前・産後サポート事業事例集【PDF形式: 2,229KB】
- 【参考】平成28年度産後ケア事業事例集【PDF形式: 2,398KB】
- 【参考】平成26年度妊娠・出産包括支援モデル事業の取組事例集【PDF形式: 2,942KB】

自治体の取組や産後ケア実施状況について紹介しています。

33

NEW 令和3年度 産後ケア事業事例集について

令和3年度 産後ケア事業 事例集

この事例集は、自治体や産後ケア事業実施施設において、妊産婦やその家族に対する産後ケア事業を通じた切れ目ない支援の参考とすることを目的としています。



34

ホームページに掲載されている事例

| NO | 実施施設 | 事例の特徴 |
|----|---------|-----------------------|
| 1 | 産後ケア施設 | 授乳や育児に不安のある母親への支援 |
| 2 | 助産所 | 育児不安を抱える母親への支援 |
| 3 | 助産所 | 早産で生まれた児への不安を感じる母への支援 |
| 4 | 助産所 | 産後ケア事業を活用した養親への支援 |
| 5 | 助産所 | 妊娠中から不安が強かった母親への支援 |
| 6 | 産婦人科診療所 | 養育能力が低い母親とその家族への支援 |
| 7 | 産婦人科診療所 | 双胎育児の負担軽減に向けた支援 |
| 8 | 総合病院 | 精神的に不安定な母親への切れ目ない支援 |

令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (公益社団法人 母子保健推進会議) 地域における「産前・産後サポート事業」及び「産後ケア事業」の効果的な展開に関する調査研究報告書より (厚生労働省にて一部改訂)

35

母子保健指導者養成研修の今後の予定

| 日程 | 内容 |
|-----------|------------------------|
| 10/14 (木) | 予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修 |
| 10/19 (火) | 妊娠期からの児童虐待防止に関する研修 |
| 11/15 (月) | 不妊・不育相談支援研修 |
| 11/22 (月) | 児童福祉施設給食関係者研修 |
| 11/30 (火) | 母子保健における心理社会的側面からの支援研修 |

36

ご清聴ありがとうございました。

皆さんで、子どもが健やかに育つ社会を築くための取組です。

厚生労働省ではすべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、関係者と一体となって「**健やか親子21**」を推進しています。

妊娠中から子育て中の親子とご家族が、自らの健康に関心をもち、学校や企業等も含めた地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないよう温かく見守り支える地域づくりをすることを目指しています。



健やか親子21

37